

長崎市監査公表第 6 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 15 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 27 日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一  
同 三 谷 利 博  
同 奥 村 修 計  
同 林 広 文

1 監査の種類

行政監査（令和 5 年 2 月 15 日付 長崎市監査公表第 3 号）

2 監査の期間

令和 4 年 8 月 3 日から令和 5 年 1 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	公の施設	部局名	所属名
勧告	長崎原爆資料館	原爆被爆対策部	平和推進課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

令和4年度 行政監査(公の施設の指定管理事務について)【勧告】 対応方針一覧表

No.	監査種別	年度	当該監査 通し番号	監査意 見の講 評方法	見出し	内容	所属	対応方針	措置完了・ 予定時期	措置状況
1	行政 監査	令和4年度	行監 R4-38	勧告	(1)公の施設ではない 財産の管理について	公の施設ではない三菱兵器住吉トンネル工場(跡)(長崎市住吉町にある被爆遺構)の見学の許可に関する業務は、指定管理業務として指定管理者に行わせることができない業務であると認められる。 協定書について、適正に変更するよう勧告する。	平和推進課	A(1)	R5.2.10	今回の行政監査を受ける中で事務の誤りが判明し、早急に是正すべく、令和5年2月10日、協定書第12条(本業務の範囲)のうち(1)ウ「三菱兵器住吉トンネル工場(跡)見学の許可(申請受理・鍵の貸与)に関する業務」を削除する内容の変更協定を交わしました。 なお、協定変更にあたっては、指定管理業務として指定管理者に行わせることができない業務が今回の勧告内容以外に含まれていないことを確認しています。